

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

		資料番号	54-8	担当課	薬務衛生課
法令名	食品衛生法施行令	根拠条項	9-2,18,19	許認可等の内容	食品衛生監視員養成施設の登録の取消し
<p>○食品衛生法施行令 (抄) [昭和二十八年八月三十一日号外政令第二百二十九号] (食品衛生監視員の資格)</p> <p>第九条 食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者二 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師三 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) に基づく大学又は旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者四 栄養士で二年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの <p>2 第十四条から第二十条までの規定は、前項第一号の養成施設について準用する。 (登録の取消し)</p> <p>第十八条 都道府県知事は、登録養成施設が第十四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その登録を取り消すことができる。 (登録取消しの申請)</p> <p>第十九条 登録養成施設について、都道府県知事の登録の取消しを受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>○食品衛生法施行規則 (抄) [昭和二十三年七月十三日号外厚生省令第二十三号] [登録の取消しの申請]</p> <p>第五十四条 令第十九条 (令第九条第二項において準用する場合を含む。) の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 登録の取消しを受けようとする理由二 登録の取消しを受けようとする予定期日三 在学中の生徒があるときは、その措置					